

○吉井川荘職員被服等貸与規程

昭和55年4月5日
組合規程第3号

改正 平成15年3月27日組合規程第20号 平成19年3月12日組合規程第35号

第1条 この規程は、別に定めがあるものを除き、吉井川荘に勤務する事務員に対し、職務の執行上必要な被服及び作業靴(以下「被服等」という。)を貸与することについて必要な事項を定める。

第2条 被貸与者、品目、数量、期間は概ね次のとおりとする。

貸与を受ける事務員	品目	数量	期間	備考
介護士、看護師、栄養士、 調理員、介助員	制服	1	3年	ただし、制服については必要に応じて貸与する。
	作業衣	2	1年	
	予防衣	2	1年	
	作業靴	1	1年	
その他の職員	制服又は作業衣	1	2年	業務の必要に応じ貸与する。

ただし、作業衣については夏、冬、それぞれ支給する。

第3条 被貸与者は、貸与品の扱いについて充分留意し、目的以外に使用してはならない。

2 貸与品の補修及び洗濯は被貸与者の負担とする。

第4条 被貸与者は貸与期間満了前に退職したときは、直ちに貸与品を返納しなければならない。

附 則(昭和55年4月5日組合規程第3号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(平成15年3月27日組合規程第20号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月12日組合規程第35号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。